

# ファミリーサポートセンター運営事業

## 1 制度概要

(1) 実施主体 金沢市

(2) 根 拠 金沢市ファミリーサポートセンター事業実施要綱

(3) 趣旨・目的 安心とゆとりをもって子育てができるよう、子どもを持つ家庭を地域で支援するため、育児の相互援助活動を支援・調整するとともに、市民による子育て支援活動の促進を図る。

### (4) 制度内容

①概 要 育児支援を有償ボランティアで行いたい人（提供会員）と、その支援を受けたい人（依頼会員）にそれぞれ会員登録してもらい、その会員の間での相互支援活動を調整する。

②支援内容

- ・ 保育所等、児童クラブの送迎とその前後の預かり
- ・ 保育所等、学校の休日などの預かり
- ・ 保護者の病気、買い物等における一時預かり
- ・ 保護者の自宅等への出張型の預かり
- ・ 病後児の預かり など

③会員の資格

- ・ 提供会員＝センターが実施する講習会を修了した人
- ・ 依頼会員＝小学生までの子を持つ人
- ・ 両方会員＝提供会員、依頼会員は兼ねてもよい

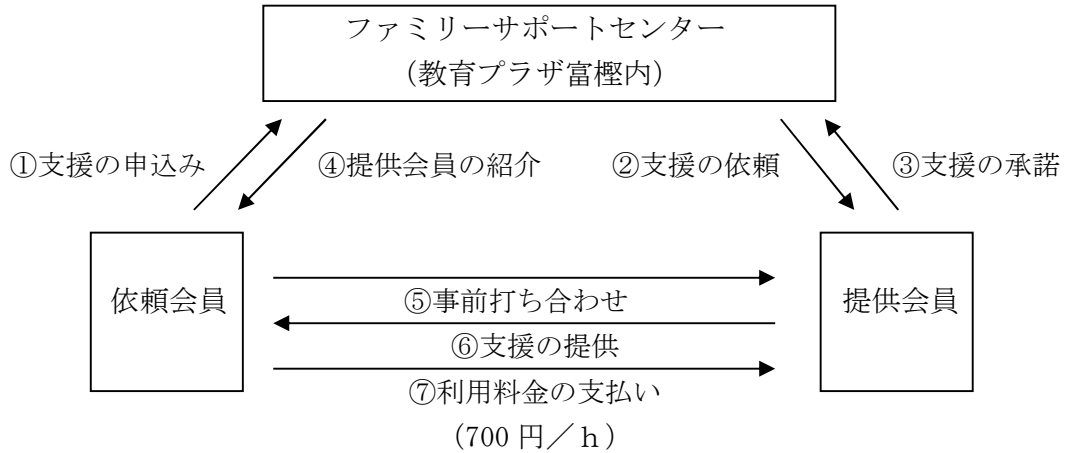
④補助率 国 1 / 3 県 1 / 3 市 1 / 3 (子ども・子育て支援交付金)  
※センター設置運営費 (利用料金は利用会員負担)

⑤事務局 教育プラザ富樫

### ⑥実績 (H28. 3月末)

登録会員数		活動件数 (累計)
依頼会員	提供会員	
6, 365人	586人	59, 795件

(5) 手続きのフロー



(6) 事業開始 平成16年10月  
 (小松市(平成14年10月事業開始)に次ぎ県内2番目)

(7) センター(事務局)の主な業務

- ① 会員の募集・登録
- ② 会員相互の支援の調整
- ③ 会員の統括・会員間のトラブルへの助言
- ④ 会員向け育児技術等の講習会の実施
- ⑤ 会員交流会の実施
- ⑥ 広報紙の発行

2 予算

年度	当初予算	財源			
		市	国(補助)	県(補助)	諸収入
H28年度当初	8,685千円	2,885千円	2,885千円	2,885千円	30千円
H27年度当初	8,415千円	2,795千円	2,795千円	2,795千円	30千円
H26年度当初	8,273千円	2,748千円	2,748千円	2,748千円	29千円

※センター設置運営費(利用料金は利用会員負担)

困ったときはお互い様 新しいご近所のカタチ

# 金沢市ファミリーサポートセンター

## 新規 提供会員講習会

H28.6.1 (水)、※6.2 (木)、6.3 (金)

金沢市教育プラザ富樫

※6.2 (木) 普通救命講習は別の日程で個人修了することもできます。

### ファミリーサポートセンターとは？

子育ての援助を受けたい人 (= 依頼会員) と援助をしたい人 (= 提供会員) を会員として登録し、育児の相互援助活動をサポートする子育ての新しい仕組みです。

- 経験、資格は問いません。下記の7講座を修了すると、提供会員として活動することができます。
- 自宅または依頼者宅で子どもを預かることや、保育所・児童クラブなどの送り迎えができる方
- 援助報酬は1時間700円です。



子育ての経験を活かして、困っているお母さんを助けたいわ！

- 外出時の預かり
- 病後の回復期 (保育園に登園できないとき)
- 残業時の保育園お迎えとその後のお預かり

などの活動が増えています。可能な方は是非登録ください！

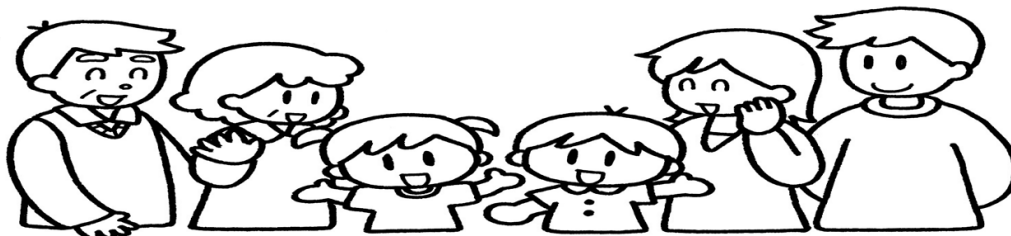
申込期限  
5/20  
(金)  
まで

■ 申込記入欄 (FAXでお申込みの場合は、下欄にご記入の上この用紙をご送信ください。)

●加者 氏名：		(会員番号 )		
※託児ご希望の場合、下配もご記入ください (託児は無料・各回定員20名)				
お子様のお名前		性別： 男 ・ 女 年齢： 歳 か月		
開催日	時間	講座名/講師	会場	希望の欄に 受講 託児
6/1 (水)	10:00~ 11:30	「ファミリーサポートセンターのしくみ①」 金沢市ファミリーサポートセンター アドバイザー 橋本 雅江	金沢市 教育プラザ富樫  321研修室 (3号館2F)	
	12:30~ 14:30	「知っておきたい子どもの病気と事故予防」 教育プラザ富樫 こども総合相談センター 保健師 石田 明子		
	14:45~ 16:15	「一緒にあ・そ・ぼ 子育て講座」 教育プラザ富樫 こども総合相談センター 保育士 森 篤子		
※6/2 (木)	10:00~ 13:00	普通救命講習 (定員 25名) 金沢市消防局職員		
6/3 (金)	10:00~ 11:30	「保育の基本」 教育プラザ富樫 こども総合相談センター 所長補佐 寺西 克美		
	11:30~ 12:00	「ファミリーサポートセンターのしくみ②」 金沢市ファミリーサポートセンター アドバイザー 橋本 雅江		
	13:00~ 14:30	～わたしの子育て、これでいい?～ 「どきどき子育て講座」 <子どもの心と身体の発達> 教育プラザ富樫 児童相談所 児童心理司 三瀬 まりの		
	14:45~ 16:15	「子どもの食事と栄養」 教育プラザ富樫 研修相談センター 管理栄養士 吉岡 光代		

申込先 金沢市ファミリーサポートセンター 〒921-8171 金沢市富樫3丁目10番1号  
TEL076-243-3410 (月~土 9:00~17:30) FAX 076-243-3412 金沢市教育プラザ富樫 親子ふれあい館

**ファミリーサポートセンター未入会の方は  
まずは提供会員登録の手続きをセンターでお願いします。  
(印鑑と証明写真2枚が必要となります)**



**入会がお済みの方は・・・**

**■お申込方法**

表面の太枠内を記入して金沢市ファミリーサポートセンターまで、FAXまたは電話でお申込みください。  
全講座を修了すると提供会員として活動を始めることができます。  
受講途中の方は未受講講座をご確認ください。

※FAXの場合は、この用紙を申込書として送信してください。(FAX 243-3412)

■提供会員登録申込時に証明写真を提出していない方は、講習期間中にお持ちください。  
(縦3cm、横2.5cmの同じものを2枚用意し、裏面にボールペンでお名前をお書きください。)

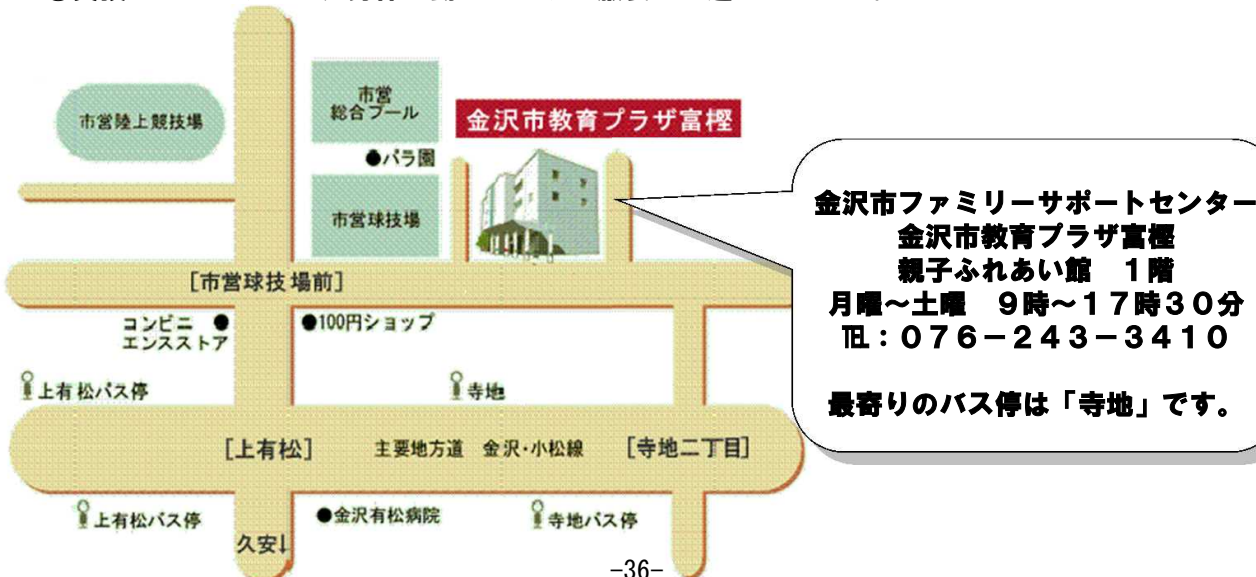
**■託児室について**

託児室を用意しています。託児についてはシルバー人材センターに委託しています。  
託児は無料です。ご希望の場合は、お早めにお申込みください。定員に達し次第、締め切ります。

※託児場所：親子ふれあい館・せせらぎ(ファミリーサポートセンター奥)です。

**■普通救命講習について**

- ①平成26年6月以降に消防署などで講習を受講し、修了された方は、受講を免除できます。  
修了証をファミリーサポートセンターへお見せください。(コピーやFAXでも結構です。)
- ②6/2(木)に受講できない方でも、別日程にてご自身で修了することができます。  
定員を超えた後にお申込みの場合も、別日程での受講をご案内します。  
詳しくはお問い合わせください。
- ③実技がありますので、身体を動かしやすい服装でお越しください。



中核市におけるファミリーサポートセンター運営について

中核市	金沢市			函館市			旭川市			青森市			秋田市			いわき市			宇都宮市			前橋市			
	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	
会員数	25年度末	598	5,732	265	364	1,730	96	355	781	98	244	1,209	7	413	2,124	66	326	452	77	433	1,779	163	326	1,176	94
	26年度末	598	6,099	261	351	1,734	92	386	896	98	262	1,384	12	436	2,301	70	269	443	68	449	1,829	163	340	1,197	103
	27年度末	586	6,365	258	289	1,849	85	320	1,003	102	270	1,485	13	463	2,466	77	275	470	71	468	1,831	169	352	1,185	109
1時間あたりの報酬(利用料金)	700 円			・7時～21時：600円 ・時間外、土日祝、病児：700円			・平日7時～19時：700円 ・平日6時～7時、19時～22時：800円 ・土日祝、12/30～1/4：800円			550 円			600 円			600 円			・7時～19時：700円 ・7時以前、19時以降、土日祝：800円			700 円			
提供会員講習会	年間開催回数	2 回			1 回			2 回			2 回			3 回			2 回			3 回			2 回		
	開催日	平日			平日			平日			平日			平日			平日			平日			平日		
	募集方法	・市HP、新聞広報での周知 ・募集チラシの設置 ・約2ヶ月の募集期間			・市広報紙での周知 ・報道機関へ掲載を依頼			・市HP、新聞広報での周知 ・募集チラシの設置 ・約1ヶ月の募集期間			・市広報誌での周知 ・子育て情報ボードへ掲示 ・提供会員の知り合いへの呼びかけ			・市広報紙、市HPでの周知 ・募集チラシ及びポスターを、コミセン及び市民サービスセンターにおいて設置と掲示(38か所) ・市ボランティアセンターにおいて募集チラシ及びポスターの設置と掲示、機関紙への掲載			・市HP、市広報誌での周知 ・募集チラシの設置			・市HP、市広報紙等による周知 ・募集チラシの配布(市の出先機関等) ・募集は講習会開催前の約3週間			・市HP、市広報、新聞、情報誌での周知 ・各戸回覧(年度1回)		
提供会員増加のための工夫	・講習会を受けやすくするため、無料の託児を用意 ・子どもがいたり、仕事をしてもできる援助活動の例を紹介し、講習会受講へつなげる ・新たに幼稚園にも提供会員募集チラシを配布			・無料託児所を用意			・地域住民が集まる公民館で提供会員募集イベントを開催し、活動の紹介や講習会案内のチラシ配布等を実施			・子育て情報ボードへ掲示 ・市民センターやショッピングセンターへ講習会チラシの配布 ・提供会員の知り合いへの呼びかけ			・提供会員からの口コミ ・市職員退職予定者に対し、募集チラシの配布			・子どもやお年寄りがいても参加しやすいように平日午前中(9時～12時)までの研修とした(託児も無料) ・ミルクや紙おむつを使った実習など、実践的な研修を多く取り入れている ・車を使用するサポートの割合が非常に高いので、安心して活動できるように安全講習に力を入れている(救急救命・チャイルドシート実習) ・児童館、老人クラブなどにポスターやチラシを掲示 ・ボランティア講座でもチラシを配布している			・講習会受講者への利便性を図るため、講習会当日は無料の託児を用意している ・会員の増加に繋がるよう、既会員から同年代の主婦等に対し、紹介やPRをお願いしている			・講習会を受けやすくするため、無料の託児を用意 ・団体等への声かけ			

中核市		高崎市			川越市			越谷市			船橋市			柏市			八王子市			富山市			岐阜市			
会員数		提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	
	25年度末		340	942	182	566	1,467	84	306	1,146	33	589	1,817	100	206	957	51	625	1,955	66	495	1,960	242	990	1,628	68
	26年度末		349	937	188	603	1,598	81	317	1,274	29	617	2,038	100	222	944	53	645	2,005	68	536	1,940	230	859	1,517	70
	27年度末		357	936	184	631	1,687	85	333	1,402	29	548	2,242	109	246	1,062	51	632	2,137	74	549	1,884	216	887	1,644	71
1時間あたりの報酬(利用料金)		・7時～19時：700円 ・上記以外の時間、土日祝日：900円			・7時～19時：700円 ・上記以外の時間、土日祝日：800円			・平日7時～19時：700円、 ・平日6時～7時、19時～22時：900円 ・休日7時～19時：900円、 ・休日6時～7時、19時～22時：1,100円			・平日：700円 ・土日祝日、年末年始：900円			・平日7時～20時：700円 ・平日6時～7時、20時～22時、土日祝日、年末年始：800円			・平日(基本活動日)：700円 ・基本活動日以外の曜日、時間：900円			700円			・平日9時～17時：700円 (その他の時間800円) (土日祝日料金設定別途)			
提供会員講習会	年間開催回数	2回			3回			3回			6回			6回			12回			18回			2回			
	開催日	平日			平日(10月、6月) 土曜(2月)			平日			平日1回、土日5回			平日			平日			平日			平日			
	募集方法	・HP、高崎市広報での周知 ・ポスターの掲示			・広報川越での周知 ・委託先の川越市社会福祉協議会の「社協便り」で周知 ・同委託先作成のリーフレットを、保育施設、総合保健センター等にて配布			・市広報や社協だよりに掲載、社協ホームページに掲載 ・市公共施設にチラシ・ポスターの掲示、及び配布を依頼 ・窓口での案内			・市広報紙 ・HP ・チラシ(ポスティング) ・会報誌(現会員から近隣住民や友人・知人への紹介)			・委託業者HPでの周知 ・広報紙(広報かしわ)への掲載 ・求人情報メール(おしごとメール)の配信			・市HP、広報での周知 ・募集チラシの設置			・市HP、市広報での周知 ・募集チラシの配付及び設置 ・年2回のファミリー・サポート・センター会報での募集 ・約1ヶ月半の募集期間			・市広報掲載、新聞募集欄投稿 ・チラシ設置(市施設・ショッピングセンター他) ・NPOホームページ			
提供会員増加のための工夫	・講習会を受けやすくするため、無料の託児を用意 ・会員から友人、知人への紹介 ・事前に、講習会開催周知をするが、直前に依頼会員にもお知らせする			・2月に実施する講習は土曜日に開催し、受講者の便宜を図っている(27年度は、28年2月6、13、20日いずれも土曜日)			・シルバー人材センターへのチラシ、ポスターの掲示及び配布を依頼 ・利用会員が増加している地区周辺のマンションにチラシ、ポスターの掲示を依頼 ・提供会員が少ない地区での初期研修会の開催を企画(1回)			・講習会の回数増(27年度5回→28年度6回) ・講習会を複数の場所で行う ・講習会での託児実施 ・講習会以外の市民向け講座を開催(年3・4回)し、周知する ・地域の子育て支援イベントへ参加し、周知する ・チラシ(ポスティング) ・依頼会員退会時に提供会員への登録替を促す ・会報誌(現会員から近隣住民や友人、知人への紹介)			・年会費の廃止(平成27年度より) ・登録済み提供会員からの紹介による募集 ・郵便局へのポスター掲示依頼 ・地域子育て支援団体や子育てサロンへの訪問説明とPR			・講習会を受けやすくするため、無料の託児を用意 ・はちバス、市HP、広報、民生委員定例会などで周知 ・ひろば事業の研修会等ごとに周知			・富山市全地区の会長や地域の民生委員が出席する会合に出向き、パンフレット配付及び事業内容や会員募集の説明をする ・関連機関(健全育成、保健推進員、保健センター)などの会合に出向きPR ・富山市のテレビ、ラジオ、情報紙でのPR ・保育施設や小学校、関係機関などに会報誌やパンフレット、チラシを配付 ・募集PRのチラシを街頭などで配付したり、ポスターを掲示して募集を呼び掛ける			・他市町の提供会員研修と連携 ・民生委員会議などで提供会員募集の働きかけ ・会員からの口コミ				

中核市		豊橋市 ※社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会			岡崎市			豊田市			大津市			枚方市			東大阪市			姫路市			尼崎市			
会員数		提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	
	25年度末		317	1,104	208	157	1,000	104	216	1,030	101	323	1,174	274	245	1,229	124	148	323	62	722	1,467	270	427	1,299	78
	26年度末		317	1,208	198	152	1,018	100	208	1,107	86	335	1,256	283	253	1,336	119	147	323	56	718	1,440	248	456	1,415	83
	27年度末		330	1,255	185	166	1,089	84	199	1,149	79	352	1,301	300	265	1,441	103	138	327	48	760	1,456	237	461	1,448	79
1時間あたりの報酬(利用料金)		<ul style="list-style-type: none"> <li>月～金7時～19時：600円(早朝、夜間：700円)</li> <li>土日祝7時～19時：700円(早朝、夜間：800円)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>月～金7時～19時：600円(上記時間以外：700円)</li> <li>土日祝7時～19時：600円(上記以外時間：800円)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平日7時～19時：600円(上記以外100円割増し)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平日((月～金(終日))：700円)</li> <li>土日祝日、年末年始(終日)：800円</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平日7時～20時：800円</li> <li>早朝、深夜、土日祝日：900円</li> <li>30分以内：一律500円</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平日7時～20時：700円(上記時間以外：800円)</li> <li>土日祝日：800円</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>700円(夜間休日800円)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平日：800円</li> <li>土日祝日、平日夜間：900円</li> </ul>			
提供会員講習会	年間開催回数	4回			5回			3回			12回			回			2～3回			2回			8回			
	開催日	土・日			平日			平日、土日			平日、土日			平日			平日			平日			平日			
	募集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員講習会は市の広報、社会福祉協議会のHP</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより</li> <li>・提供会員への手紙</li> <li>・広報誌</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報、HP</li> <li>・募集チラシ設置、手配り</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報及びHPでの周知</li> <li>・募集チラシの設置</li> <li>・ファミリーサポートセンター会報による周知</li> <li>・会員へのチラシ送付及び個別勧奨</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌、市HPでの周知</li> <li>・募集チラシの設置</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、WEBサイト</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌への募集記事掲載</li> <li>・チラシ配布</li> <li>・LINE@による募集記事の配信</li> <li>・HPに募集記事を掲載</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市HP、市報での周知</li> <li>・事業委託先である社協のHP、広報誌での周知</li> <li>・募集チラシの設置</li> </ul>			
提供会員増加のための工夫		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、子育て支援センター等公共施設にチラシを置いて周知</li> <li>・市の広報誌</li> <li>・今後、LINE等でPRしていきたい</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料の託児</li> <li>・広報誌</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て関係団体会員への依頼など</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報及びHPでの呼びかけ(常時勧奨、強化月間)</li> <li>・会員募集チラシおよびポスターの設置(児童館、子育て支援拠点施設、幼稚園への会員募集チラシ設置)</li> <li>・ファミリーサポートセンター会報による呼びかけ</li> <li>・会員による知人への勧奨</li> <li>・依頼会員登録時における両方会員への呼びかけ</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会を受けやすくするため、市街地中心部の便利な場所で開催している。</li> <li>・託児の手配と料金の補助を行っている。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより、福祉だよりに援助会員養成講座のご案内を掲載</li> <li>・援助会員養成講座のチラシの配布(図書館、公民館、市民プラザ、保育所、老人センター、大型スーパー等)</li> <li>・社会福祉協議会と市のHPに掲載</li> <li>・援助会員へ協力依頼(紹介等)</li> <li>・校区福祉委員会の委員長会議の際にちらしを配布し、地域の方に周知を依頼</li> <li>・ファミサポ会員以外にも参加できる講座を開催し(救命講座や日赤講座等)参加者に案内</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会では無料の託児を実施</li> <li>・幼稚園へのチラシ配布</li> <li>・広報誌への紹介記事の掲載</li> <li>・ミニコミ誌等への紹介記事の掲載</li> <li>・子育てイベントなどでのチラシ配布</li> <li>・HPでの紹介 ほか</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回であるが、社協の広報誌の市内全戸配布による募集</li> <li>・現提供会員から、紹介してもらうように働きかけを行う</li> </ul>			

中核市		西宮市			奈良市			和歌山市			倉敷市			呉市			福山市			下関市			高松市			
会員数		提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	
	25年度末		898	2,957	148	244	1,139	115	445	804	84	724	1,514	206	364	1,230	178	300(208)	715(623)	92	287	1,041	84	567	1,353	115
	26年度末		929	2,953	145	267	1,257	130	474	853	101	752	1,700	228	346	1,172	152	314(216)	797(699)	98	307	1,048	86	581	1,446	125
	27年度末		937	2,963	130	286	1,411	139	498	905	99	764	1,810	232	340	1,264	150	246(161)	708(623)	85	314	1,069	84	592	1,532	129
1時間あたりの報酬(利用料金)		800 円			<ul style="list-style-type: none"> <li>平日8時～19時：700円</li> <li>土日祝、平日8時以前、平日19時以降：800円</li> </ul>			700 円			<ul style="list-style-type: none"> <li>月～金7時～19時：700円</li> <li>その他(早朝、夜間、土日祝日、年末年始、軽度の病児保育)：900円</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平日：600円</li> <li>土日祝日：700円</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>月～金7時30分～19時：600円</li> <li>上記以外の時間帯、土日祝日、年末年始：700円</li> </ul>			600 円			700 円			
年間開催回数		3 回			16回 (スキルアップ講座・講習会)			2 回			※2人目からは半額料金 基礎研修1回 (同じ内容で2時間を年4回)			2 回			12 回			3 (平成27年度) 回			3 回			
開催日		平日			平日			平日			平日、土日			平日			平日			平日			平日			
提供会員講習会 募集方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>市政ニュース、HP、募集チラシ、ポスター</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>しみんだより、HPへの掲載</li> <li>ファミサポだよりでのお知らせ</li> <li>ポスターでの周知</li> <li>説明会に参加した会員希望者には事前に講座の案内をし、参加を促す</li> <li>既に登録済みの会員には再度受講を電話、FAX、Email等で参加を呼びかける</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>市報、市HPでの周知</li> <li>講習会案内チラシの設置(市の関連施設、商業施設など)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシによる募集</li> <li>子育て支援情報コーナーや公共施設等にチラシ設置</li> <li>小学校5・6年生、中学1年生の保護者を対象にチラシ配布(年1回、10月頃)</li> <li>市の広報誌やHPでの周知</li> <li>出前説明会(提供会員からの情報提供・依頼などにより、提供会員として活躍してくれそうな方々が集まる場所に訪問し、PRを行う。)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報紙、市HP</li> <li>ファミリーサポートセンターだより</li> <li>約1ヶ月の募集期間</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>会報誌またはハガキにて周知</li> <li>入会説明時に案内する</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>市報に掲載</li> <li>会員へ講習会の案内を送付</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>市HP、市報での周知</li> <li>委託事業者HPでの周知</li> <li>募集チラシの設置</li> </ul>			
提供会員増加のための工夫		<ul style="list-style-type: none"> <li>1開催24時間の講座を「基本講座」と「ステップアップ講座」に分けて、基本講座を受ければ登録できるようにした</li> <li>案内チラシを全会員に向けて発送している</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設、ボランティアセンター等にポスターの掲示を行う</li> <li>市役所、公民館、幼稚園、保育園、バンビホームへのリーフレット配布しファミサポ活動への関心を高める</li> <li>子どものいる方が講座に参加しやすいよう無料で託児を行う</li> <li>様々なジャンルの講座を企画し、興味を持った講座に参加することで、ファミサポへの興味・関心に繋げる</li> <li>講座を頻繁に行うことで参加する機会を逃さないようにする</li> <li>会員の少ない地域に出向き、説明会を行う</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>一時保育を実施(1才から就学前まで)</li> <li>広く周知させるため商業施設にもチラシを設置</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に活動している提供会員からの“口コミ”による入会が一番多いため、倉敷ファミリー・サポート・センター主催の講習会やミニ交流会(提供・両方会員同士の交流・情報交換会)にも一般の方が参加していたるように勧誘を行っている</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>提供会員募集チラシやファミリーサポートセンターだよりの窓口設置とイベントでの配布</li> <li>民生委員児童委員や女性会への制度説明、広報</li> <li>提供会員交流会を年1回開催</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>提供会員になるための講習会は行っていないが、入会後に任意で受講していた</li> <li>厚労省の通達に基づき女性労働協会カリキュラムにそった内容で年間24時間の講習会を実施している</li> <li>関係機関やイベントなどでのチラシ配布、地元のラジオ出演、子育て支援ボランティアの説明会などへ出向く</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>会員へ交流会開催のチラシを送付時に、提供会員募集チラシを同封(依頼会員から両方会員へのお誘い)</li> <li>関係機関へファミサポ広報誌を配布</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>無料託児の用意</li> <li>募集チラシについては、市のコミュニティセンターに配置するほか、市内の幼稚園、保育園、こども園の全幼児に配布</li> </ul>			



中核市		松山市			高知市			久留米市			佐世保市			宮崎市			那覇市		
会員数		提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員	提供会員	依頼会員	両方会員
	25年度末	827	1,408	30	404	805	77	320	899	118	181	1,386	50	452	886	66	392	2,187	94
	26年度末	784	1,552	32	425	793	73	331	961	108	188	2,020	55	479	913	67	367	2,058	82
	27年度末	758	701	27	411	822	69	344	1,069	106	201	2,186	55	485	935	68	389	2,421	84
1時間あたりの報酬(利用料金)	・時間帯により700～900円			600～700円			<ul style="list-style-type: none"> <li>・月～土9時～18時：600円</li> <li>・月～土7時～9時、18時～21時：800円</li> <li>・日祝日、特定日(8/13～15、12/28～1/4)9時～21時：800円</li> </ul>			700円			<ul style="list-style-type: none"> <li>・7時～19時：600円</li> <li>・時間外：700円</li> </ul>			600円			
提供会員講習会	年間開催回数	2回			3回			3回			3回			3回			2回		
	開催日	平日			平日、土日			平日			平日			平日			平日		
	募集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市HP、市広報紙での周知</li> <li>・市庁舎及び各支所にポスター及び募集チラシの設置</li> <li>・約1ヶ月の募集期間</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌、新聞への募集記事掲載</li> <li>・募集チラシ、ポスターの設置</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報紙、市HP、市子ども・フェイスブックなどを活用し、周知</li> <li>・募集チラシ、ポスターの設置</li> <li>・ボランティア団体等が集まる場などに出向き案内</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報紙での周知</li> <li>・ファミサポ佐世保HP掲載(募集チラシ設置、送付(関係機関))</li> <li>・ご紹介</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報、新聞広告「市政だより」での周知</li> <li>・自治会回覧</li> <li>・小学校1年・5年・6年の保護者への配布</li> <li>・募集チラシの配付</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・サポート・センターHPへの記載</li> <li>・市広報紙の周知</li> <li>・募集チラシの設置</li> <li>・約2ヶ月の募集期間</li> </ul>		
提供会員増加のための工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会を受けやすくするため、講習会中の託児制度を実施</li> <li>・子育て支援員研修(ファミリー・サポート・センター)修了者の研修受講免除を実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会の土日開催</li> <li>・無料託児の設置</li> <li>・幼稚園長会、保育園長会での説明</li> <li>・提供会員が少ない地域の民生委員の会に出向き説明</li> <li>・また、今年度は高知県もファミリー・サポート・センター事業に力を入れており、県広報テレビ番組やリーフレットを作成配布し、広報をしている</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料の託児を準備</li> <li>・年3回の講座のうち2回は子育てパートナー養成講座として、子育て支援施設のボランティア養成と兼ねて開催し、受講者増を図る</li> <li>・みまもり会員(提供会員)養成講座(6月)又はパートナー養成講座(9月、2月)の受講を経て、会員登録となるが、2年以内であれば、全16時間の講座を分けて受講することも可能とし、受講しやすくなるよう工夫している</li> <li>・地域の子育てサロンで活動している人へ直接声掛け</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>①提供会員を辞退されないための負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速なトラブル対応</li> <li>・事前のリスクの確認で無理はしないよう声をかける</li> <li>・支援を受ける側にとって何が支援になるのか、事務所と提供会員で確認しておく(コミュニケーションスキルや方法に世代間格差があり、提供会員さんにとって不愉快な事態が生じ、誤解で傷ついたり自信を無くされるケースあり。フォローする必要がある時に事務所が対応する。)</li> </ul> </li> <li>②両方会員さんに可能なところからサポートを依頼する、支援が世代間で循環出来るように働きかけていく</li> <li>③行政担当と共に民生委員会議にて周知広報を行なう</li> <li>④全日程託児を付ける</li> <li>⑤現会員の知り合いへの情報提供、およびお誘いをお願い</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会を受けやすくするため、無料の託児を用意</li> <li>・民生児童委員協議会で説明</li> <li>・老人クラブの研修にて案内、チラシ配付を実施</li> <li>・子どもがいたり、仕事をしていてもできる援助活動の例を紹介し、講習会受講へつなげる</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターを作成し、関係機関へ配布し掲示してもらう</li> </ul>			



## 金沢市ファミリーサポートセンター事業実施要綱

(平成16年7月10日決裁)

改正 平成17年4月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が仕事と育児を両立させ、安心して働くことができる社会環境を整備するとともに、地域の住民等が相互に協力し、地域全体で子育てを行うことに対して支援するため、本市が実施するファミリーサポートセンター事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(センターの設置)

第2条 本市に、育児の援助を受けることを希望する者及び育児の援助を提供することを希望する者を会員として組織するファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を置く。

(用語の意義)

第3条 この要綱において「ファミリーサポートセンター事業」とは、センターにおいて依頼会員（育児の援助を受けることを希望する者で第13条の規定によりセンターの会員として登録されたものをいう。以下同じ。）及び提供会員（育児の援助を提供することを希望する者で第13条の規定によりセンターの会員として登録されたものをいう。以下同じ。）が相互に行う育児の援助に関する活動（以下「相互援助活動」という。）を支援する事業をいう。

(センターの業務)

第4条 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録等に関する業務
- (2) 相互援助活動の調整に関する業務
- (3) 相互援助活動に係る講習及び指導に関する業務
- (4) 会員相互の交流に関する業務
- (5) センターの活動の広報に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(アドバイザーの設置)

第5条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、職員のうちから市長が任命する。

(アドバイザーの職務)

第6条 アドバイザーは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に定める業務の実施に関すること。
- (2) 会員の募集時及び入会の申込時における相談及び助言に関すること。
- (3) 相互援助活動に係る相談及び助言に関すること。
- (4) サブリーダーの育成及び指導に関すること。

(サブリーダーの設置)

第7条 センターにサブリーダーを置くことができる。

2 サブリーダーは、一定の地域を単位として設けられる会員のグループを代表する者としてアドバイザーが推薦した者のうちから市長が委嘱する。

(サブリーダーの職務)

第8条 サブリーダーは、アドバイザーの職務を補佐する。

(事務所)

第9条 センターは、事務所を金沢市教育プラザ富樫内に置く。

(会員の要件等)

第10条 依頼会員となることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者
- (2) 生後1箇月以上の乳幼児又は小学生（以下「子ども」という。）を現に養育している者

2 提供会員となることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 育児の援助に関する活動について、理解及び熱意を有すると認められる者
- (3) 健康であり、かつ、積極的に育児の援助に関する活動を行うことができると認められる者

3 依頼会員及び提供会員は、これを兼ねることができる。

(入会の申込み)

第11条 センターに入会しようとする者は、金沢市ファミリーサポートセンター入会申込書（様式第1号）により市長に申込みをしなければならない。

(講習の受講)

第12条 提供会員になろうとする者は、本市が開催する相互援助活動に関する講習会を受講しなければならない。ただし、市長が受講する必要がないと特に認めるときは、この限りでない。

(入会の決定等)

第13条 市長は、第11条の規定により申込みを行った者がセンターに入会することが適当であると認めるときは、当該申込みを行った者の入会を決定し、センターの会員として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により入会を決定した者を会員として登録したときは、その者に対し、金沢市ファミリーサポートセンター会員証(様式第2号。以下「会員証」という。)を交付するものとする。

(登録事項の変更)

第14条 前条第1項の規定により会員として登録された者は、当該登録された事項に変更があったときは、金沢市ファミリーサポートセンター会員登録変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(退会)

第15条 センターを退会しようとする会員は、会員証を添えて、金沢市ファミリーサポートセンター退会届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(相互援助活動の内容)

第16条 相互援助活動の内容は、次のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等(以下「保育施設等」という。)への子どもの送迎を行うこと。
- (2) 保育施設等における保育等の開始前若しくは終了後に子どもを預かること。
- (3) 保育施設等の休所日等において子どもを預かること。
- (4) 冠婚葬祭、買い物、他の子どもの学校行事への参加等の場合に子どもを預かること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、育児に関して必要な援助を行うこと。

2 提供会員は、前項第2号から第4号までに掲げる場合においては、原則として、自らが現に居住する住宅で子どもを預かるものとする。ただし、提供会員と依頼会員の間で合意があるときは、当該住宅以外の場所で子どもを預かることができる。

3 子どもの宿泊を伴う育児の援助に関する活動は、原則として実施しないものとする。

(援助の申込み)

第17条 依頼会員は、育児の援助を受けようとするときは、アドバイザーに申込みをしなければならない。

(連絡及び調整)

第18条 アドバイザーは、前条の申込みがあったときは、当該申込みに係る育児の援助を実施する提供会員を選択し、当該申込みを行った依頼会員との連絡及び調整を行うものとする。

(援助内容の協議)

第19条 依頼会員及び提供会員は、当該依頼会員の依頼に係る援助について、事前に十分な協議を行い、両者の合意により当該援助の内容を決定するものとする。

2 依頼会員は、援助を受けるに当たって、前項に定めるところにより決定された援助の内容以外の援助を提供会員に求めてはならない。

(援助の実施)

第20条 提供会員は、前条第1項の合意に基づき、依頼会員に対し、育児の援助を実施するものとする。

2 提供会員は、育児の援助を実施したときは、市長が別に定める報告書に当該援助の内容等を記入し、当該援助を受けた依頼会員の確認を受け、アドバイザーに提出しなければならない。

(報酬の支払い)

第21条 依頼会員は、育児の援助を受けたときは、当該援助を実施した提供会員に対し、市長が別に定める額の報酬を支払わなければならない。

(守秘義務)

第22条 会員は、相互援助活動に関して知り得た他の会員の個人に関する情報を漏らしてはならない。センターを退会した後も、同様とする。

(登録の取消し)

第23条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該会員の登録を取り消すことができる。

(1) 第10条第1項又は第2項の要件を失ったとき。

(2) 虚偽の申込みにより登録を受けたとき。

(3) 公序良俗に反する行為を行ったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補償保険)

第24条 会員は、相互援助活動中の事故に備え、市長が指定する補償保険に加入するものとする。

(雑則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## ファミリーサポートセンター運営事業費 事前質問への回答

### ① 依頼会員が年々増加してきているが、それに対して受入（提供会員数）は対応できているか？

ほぼ受入の対応はできている。依頼会員のニーズに応じて、なるべく小学校校区内の地域から提供会員をマッチングさせているが、会員数が少ない地域もあるので、その場合は近隣地域で対応できている。

### ② 提供会員が辞めていく理由は何か？（理由別人数）

ほとんどが市外転出または自己都合（病気や高齢）となっている。  
人数の集計はとっていない。

### ③ サービス水準等で依頼側と提供側との間でトラブルはないか？ （あるとすれば内容別件数）

過去12年間において、料金未払、クーポン受け渡しのトラブルが4件あり。  
（その他クレーム以外の相談など）

- ・依頼側・提供側のペア期間が長くなると依頼側の要求が上がってくる（宿題をやらせてほしいなど）
- ・提供会員が依頼側に合わせ無理をすると負担が重くなり、しばらく休会したことがあった。



## ファミリーサポートセンター運営事業費 事前質問への回答

- ④ 援助の対象が「物」より「人」の場合、特に神経を使うが、今までどのようなトラブルがあったか、またその件数は。

質問③のとおり、トラブルは過去12年間に4件あった。(未払い3件、クーポン受け渡し1件)

- ⑤ 依頼会員数が増加しているのに、相互援助活動件数が減少している理由としてどんな仮説を立てているか。

兄弟で毎日朝夕と保育園の送迎で利用している方などがいると、相互援助活動件数は兄弟1人ずつ、朝と夕で1回ずつカウントするので、そういう方が利用されなくなると大幅な減少になる。そういった利用方法が影響していると思われる。

- ⑥ 援助活動内容の内訳やよくある事例。

平成27年度 内容別年間活動件数

活動内容	件数
保育施設までの送迎	2,096
買い物等外出の際の預かり	1,411
保育施設の保育開始前や保育終了後の預かり	689
学校放課後の塾や習い事等までの送迎	419
産前・産後の育児援助	326
保護者の就労(短期・臨時・求職活動)の場合の援助	272
放課後児童クラブ終了後の預かり	236
病後児の預かり	53
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の預かり	7
合計	5,509

母親の残業時の保育園・児童クラブへの迎えの利用が多い。

- ⑦ 民間の同様のサービスに比べて特化した点や、もし分かれば利用のシェア率。

民間の同様のサービスに比べ、対象年齢が小学生までと幅広く利用できること、料金についても一律で分かりやすいと考えている。利用のシェア率については把握していない。